

第 56 回香川県新型コロナウイルス対策本部会議  
第 11 回香川県経済・雇用対策本部会議 議事概要

日時 令和 3 年 5 月 28 日（金） 14 : 30~15 : 10

場所 県庁本館 12 階大会議室

議題 1 「本県の現状について」

健康福祉部長から資料に沿って説明

議題 2 「本県における今後の対応について」

本部長発言

知事からの県民の皆さまへのメッセージをご覧いただきたい。『医療ひっ迫警戒警報』を発令、本県の医療提供体制を守るため感染防止対策の徹底を、とサブタイトルをしている。

本県では、3月下旬から毎日連続で発生が続いている新規感染者の発生状況等に応じ、これまで対策期を6段階の最も高いレベルの「緊急事態対策期」まで順次引き上げ、県独自の「香川県コロナ非常事態宣言」を発令して、県民の皆さまには、日中も含めた不要不急の外出・移動を自粛していただくことや、飲食時も含めてマスクをきちんと着用すること、感染対策が徹底されていない飲食店や施設等への利用を控えていただくことなど、感染防止対策の徹底にご協力をいただいている。

また、「大人数・長時間の飲食」、「マスクなしでの会話」といった場面が生じやすく感染リスクが高いと指摘されている飲食の場を避ける観点から、これまで3次にわたって飲食店に対する営業時間の短縮の協力要請を行っているほか、人流、人の流れを抑制し、人と人との接触機会を減らす観点から、集客施設に対して入場整理等の徹底など、感染リスクを引き下げる適切な対策をとっていただくよう働きかけるなど、事業者の皆さまにも多大なご協力をいただいているところである。

改めまして、県民の皆さま、事業者の皆さまに様々なご負担をおかけしていることを深くお詫びするとともに、これまでの対策にご理解、ご協力いただいていることに心から感謝申し上げる。

民間企業の調査結果によると、高松市内の主要駅周辺における5月の夜間の人出は、対策を強化する前の4月初旬に比べて3割程度減少しており、皆さま方のご協力を得て取り組んできた対策は、確実に感染リスクの低減につながっていると見えるが、その一方で、感染・伝播性が高く従来株から置き換わった変異株が、我々の前にも大きく立ちはだかつており、各種対策による人流の減少が新規感染者数の減少につながるまで、長い期間を要してきている。

本県における直近の新規感染者数は、およそ10人前後のレベルとなり、直近1週間の累積数は90人程度と「感染拡大防止集中対策期」前の水準になるなど、いわゆる「感染急拡大」の状況からは脱してきているが、一方で、医療のひっ迫具合を示す確保病床の使用率は、依然として国のステージⅣの目安50%前後の水準にあり、本県の医療提供体制は厳しい状況が続いている。

各種の対策による感染抑制の効果と変異株による感染拡大の影響が拮抗する中、「緊急事態宣言」

や「まん延防止等重点措置」の対象区域など、感染が拡大している又は高止まりしている他の都道府県からの影響も危惧されるところであり、今後の感染状況の予測が難しい局面にあるが、本県の医療提供体制を守るためには、医療のひっ迫具合を含めた感染状況を緊張感を持って注視しながら、感染拡大の防止に向けた必要な対策を継続して行っていかねばならない。

こうした状況を踏まえて、現行の対策期後の6月1日（火）から20日（日）までの間は、「感染拡大防止集中対策期」に移行することとするが、本県の医療提供体制を守るべく、県独自の『医療ひっ迫警戒警報』を発令し、必要な対策を行っていくこととする。

具体的には、新規感染者のうち、飲食店を利用していた方等の割合が一定水準にあることも踏まえ、事業者の皆さま、利用者の皆さまには、大変心苦しく誠に申し訳ないが、飲食店に対する営業時間の短縮の協力要請について、6月1日（火）から、現在の営業時間20時までを21時までに変更した上で、6月14日（月）まで期間を再度延長するよう要請し、再延長期間の全期間を通じて要請にご協力いただいた飲食店には、国からの通知に基づく協力金を第2次と同様、売上高等に応じて支払うこととする。

また、感染拡大地域を含めた県外からの集客を抑制するため、集客施設には、ポイントデーなど、集客イベントの実施について慎重に検討することを働きかけるとともに、栗林公園やさぬきこどもの国など、県外からの集客が見込まれる又は観光・レジャー等に関係する県有施設等について、対策期間中の土曜日、日曜日を休館・休園、利用の自粛、開館時間を短縮するなどの対応をとることとしている。

こうした社会経済活動の制限のご協力を長期間にわたってお願いすることは、本来、望ましいことではないと考えており、今後も医療のひっ迫具合を含めた感染状況を注視しながら、対策の実施、継続等について、慎重に判断してまいるとともに、「飲食店に対する感染防止対策の認証制度」を早期に導入するなど、感染症に強い地域社会経済の構築に全力で取り組む。

本県の医療提供体制を守り、通常の医療に大きな影響が生じるようなことがないようにするためには、感染拡大の防止に向けて、県民の皆さまお一人お一人の行動が非常に大事となるので、改めて、県民の皆さまにお願いする。

- ・不要不急の外出については、慎重に検討してください。
- ・県内での21時以降の不要不急の外出については、これまでは、終日、自粛をお願いしていたが、21時以降、引き続き、外出を自粛してください。
- ・混雑している場所や時間を避けて行動してください。人ごみの中に自分から行くことはやめていただきたい。
- ・感染対策が徹底されていない飲食店等や営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用は、自粛してください。
- ・他の都道府県との不要不急の往来については、慎重に検討し、人口10万人当たりの直近1週間の累積新規感染者数が15人以上の地域にあっては、特に慎重に検討してください。
- ・マスクは飲食時もきちんと着用し、感染防止対策を徹底して行動してください。

私としては、現在、各市町で進められているワクチン接種の円滑な実施等により所期の効果が得られ、一日も早く社会経済が回復するよう、国、各市町とも連携し、県民の皆さま、事業者の皆さまと一緒に全力で取り組む。どうか、引き続き、ご理解、ご協力をお願いします。

なお、新型コロナウイルス感染症の患者さんやその御家族、そして、治療にあたっておられる医療従事者やその御家族などに対する偏見や差別につながる行為は、決して許されるものではないので、引き続き、人権に配慮した判断や行動を心がけていただくようあわせてお願いします。

ただ今、申し上げたとおり、現在の「緊急事態対策期」及び「香川県コロナ非常事態宣言」の終期が5月31日までとなっているので、その後の6月1日からは、対策期を「感染拡大防止集中対策期」として、本県独自の『医療ひっ迫警戒継続警報』の期間として、必要な対策を継続して行っている。

県民の皆さま、事業者の皆さまに対する協力要請は、先ほど申し上げたことが主なもので、詳細は資料記載のとおりである。

介護施設や高齢者のいる障害者施設等の従事者、飲食店の従業員に対するPCR検査の充実などにも、引き続き取り組むこととしており、本県の医療提供体制を守るためにも、各種の対策にご協力いただくようお願いする。

資料に添付している別紙①は、集客施設への法に基づかない協力依頼で、県外からの集客を抑制し、感染リスクの低減を図るために、集客イベントの実施を慎重に検討していただくことなどに絞ってご協力の働きかけを行うものである。

別紙②は、栗林公園、さぬきこどもの国など、集客が見込まれるなどの県有施設について、5月31日までは、期間を通じて、原則、休館・休園又は利用自粛等の対応をとっているが、6月1日以降は、感染防止対策の徹底を図りつつ、県外からの集客が見込まれる土曜日及び日曜日に限り、休館・休園又は利用自粛等の対応をとることとしている。

以上が、「感染拡大防止集中対策期における対策」になるが、そのうち、この後でも説明する、第4次の香川県営業時間短縮協力金、22億5,300万円の補正予算については、本日、専決処分している。

### 議題3「飲食店への営業時間短縮の再延長要請及び香川県営業時間短縮協力金について」

#### 本部長発言

先ほどもご説明した飲食店への営業時間短縮の再延長要請と協力金についてである。

飲食事業者の皆さまには、これまでの営業時間短縮の要請にご協力を賜り、心から感謝する。時短の要請は4度目となり、長期間にわたって大変なご負担、ご迷惑をおかけすることになるが、引き続き、ご理解とご協力をいただくよう、よろしくお願い申し上げます。

繰り返しになるが、現在の営業時間短縮要請の期限である5月31日の翌日、6月1日から6月14日までの14日間、飲食店に対して営業時間を午前5時から午後9時まで、酒類提供は午後8時までに短縮していただくよう協力要請し、当該要請に全面的にご協力いただいた飲食店には、協力金をお支払いする。

なお、今回の再延長要請にかかる営業時間は午後9時まで、酒類の提供は午後8時までとさせていただきます。第3次の時間とは異なっているため、ご注意ください。

今回の再延長要請にかかる第4次の営業時間短縮協力金は、第2次、第3次の協力金と同様に、前年度又は前々年度の一日当たりの売上高に応じて、一日当たり2万5,000円から最大7万5,000円までというように、売上げ規模に応じたものとなるが、6月1日からの営業時間短縮要請については、営業時間を1時間延長することから、第2次協力金と同じ計算方法とし、1割を上乗せする取扱いを行わないこととしている。

第1次と第2次協力金については、現在、申請受付を行っているところであり、第3次協力金については、6月中旬に申請受付要項を公表させていただきます。

今回の第4次協力金の内容は、第2次協力金と同様の内容となる予定であるが、準備ができ次第、公表するので、営業時間の短縮要請に応じていただいた飲食事業者の皆さまにおいては、順次、協力金を申請していただきたい。

#### 議題4 「かがわ安心飲食店認証制度及び認証取得補助金について」

##### 本部長発言

かがわ安心飲食店認証制度は、飲食店の感染防止対策の徹底強化を図るため、感染防止対策に取り組む飲食店を県が認証するものであり、飲食店の申請により、現地確認のうえ、県が定める認証基準に適合することが確認できた施設に対し、認証ステッカーを交付し、ウェブサイトで当該認証店のリストを公開するもので、現在、制度の詳細について検討している。

主な認証基準（案）としては、飲食店の入場時の手指消毒の呼びかけや、飲食時以外のマスク着用の周知、テーブル間及びテーブル内のアクリル板の設置又は座席間の1m以上の間隔確保、十分な換気を設定することとしており、これら国から必須項目として示された項目のほか、現在、本県独自の項目についても検討している。

認証制度導入のインセンティブとして、認証基準に適合するよう対策に要した経費を支援するため、認証取得補助金を設けることとしている。補助上限額は、施設規模に応じて上限額を設定し、1店舗当たり平均20万円を想定しており、対象経費については、認証制度開始後に限ることなく、飲食店に感染防止対策の徹底の協力要請を行った令和3年4月4日の「感染拡大防止集中対策期」以降に取得したのもも遡及して対象としたいと考えている。

補助率については、アクリルパーティションや消毒液の設置など基本的な感染防止対策に係る経費については、10/10、キャッシュレス決済端末や非接触型体温計の導入など、その他の感染防止対策に係る経費については、3/4としたいと考えている。

制度の運用開始時期については、認証・補助制度ともに、当初7月を目途に進めていたが、感染状況等を踏まえ、できる限り早期に当該制度を導入したいと考え、6月14日（月）に前倒しして制度を開始できるよう準備を進めてまいりたいと考えている。

飲食店の皆様には、度重なる時短要請でご負担をおかけしているが、本制度を活用して、感染

症対策の徹底を図っていただくとともに、県民の皆様におかれては、店内での会話時のマスク着用などにご協力いただくことにより、安心な利用環境を醸成し、感染拡大防止と経済活動の両立を図りたいと考えている。

## 議題5「医療提供体制の整備について」

### 健康福祉部長発言

今後の感染拡大に備えた新型コロナウイルス感染症の医療提供体制整備については、3月24日付けで、改めて医療提供体制の整備に取り組むよう国から通知があり、5月末までに、その結果について、報告を行うこととされていたところである。

それを受けて、本県では、重点医療機関、医師会等関係者と連携して検討を進めてきたが、一般の感染の拡大も踏まえて対応方針を取りまとめ、26日に開催した、香川県新型コロナウイルス感染症対策協議会において了承されたことから、その内容についてご説明する。

まず、病床確保計画の変更である。確保病床については、昨年2月から209床を用意していたが、5月前半の感染の急拡大を受けて、さらなる病床の確保をお願いしたところ、重点医療機関等から確保病床の増加の申出をいただき、今月10日には6床、今月27日には15床を増加する病床確保計画の変更を行った。この結果、確保病床数は230床になった。

病床確保以外の取組みとして、まず、宿泊療養施設については、本会議では既に報告しているが、新たに1棟の運用を5月4日から開始し、合計で201室を確保しているところである。

次に、自宅療養であるが、今回の感染の急拡大で、宿泊療養等の調整がつかず、自宅で待機される方が増加したことを踏まえ、軽症又は無症状の入院の必要がない患者であって、本人の事情により自宅を離れることが難しい方、又は感染者の急拡大等によりすぐに宿泊療養施設に入ることが難しい方については、自宅療養とすることとした。

自宅療養の患者については、パルスオキシメーターの貸し出しや食料品の提供等を実施するとともに、保健所による毎日の健康観察を実施し、体調悪化の場合には直ちに受診の対応を取るなど、十分な対応を行う。この健康観察については、医師会からも協力の申し出があり、地域の医師による健康観察の実施に向けて調整を行ってまいり。

最後に、確保した病床の効率的な運用に向けて、協力医療機関等と連携して、急性期を過ぎた患者を受け入れていただける病床を確保するなど、病院間の連携に取り組むこととした。

これにより、中等症以上の患者に対応する病床が有効利用できることとなる。

今後とも、各医療機関や関係団体の皆様と協調し、本県の医療提供体制の強化に取り組んでまいり。

### 本部長発言

議題6の前に、議題7「その他」について、説明してください。

## 議題7「その他」

### 商工労働部長から資料に沿って説明

(Go To Eat キャンペーンに係る本県の対応について)

### 交流推進部長から資料に沿って説明

(「うどん県泊まってかがわ割」の取扱いの一部変更について)

### 教育長から資料に沿って説明

(学校における対応について)

## 本部長発言

議題6に戻り、「新型コロナウイルス感染症による県内経済等の状況について」、説明してください。

## 議題6「新型コロナウイルス感染症による県内経済等の状況について」

### 事務局（政策部次長）から資料に沿って説明

## 本部長発言

報告があったとおり、感染状況は予断を許さない状況であり、県内の社会経済活動に影響が生じている。

当面の対策として、各事業者の皆さまに感染症対策の徹底を促すとともに、県内の社会経済活動の維持・回復に向けた対策に取り組む必要がある。

このたびのワーキングチームの報告等を踏まえ、各部局においては、当面必要となる対策について、補正予算での対応も含め、知恵を絞り、検討を進めていただきたい。

各部局におかれては、引き続き、新型コロナウイルスの対応について、県民の皆様の安全・安心の確保を図るため、連携して対応にあたっていただきたい。